

沼津市津波避難ビルガイドライン

平成 23 年 11 月 17 日策定
平成 30 年 4 月 23 日改訂
平成 30 年 5 月 30 日改訂
平成 31 年 4 月 23 日改訂
令和 2 年 12 月 1 日改訂

1 目的

津波に対しては、「少しでも早く、少しでも高い所へ避難する」ことが重要であり、今後の高齢化の進展を考慮すると、より迅速に安全な避難先を確保する事は、市民の安全を守るうえで必要不可欠である。

これは、津波避難訓練対象区域^{*1}に居住する市民をはじめ、観光客等が、津波から一時的に身を守るための避難先を確保することを目的とし、既存または新設の建築物を津波避難ビルとして指定するためのガイドラインである。

津波避難ビルの指定にあたっては、より多くの避難場所を確保することを目指し、追加指定に向けた取り組みを継続して行うものとする。

なお、本ガイドラインは、被害想定等の状況変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

2 津波避難ビルの定義

「津波避難訓練対象区域」の市民をはじめ観光客等が、津波から一時的に避難するための人工構造物とする。

3 構造的要件

(1) 階数・構造

R C（鉄筋コンクリート造）または S R C（鉄筋鉄骨コンクリート造）の建築物で、避難する階の高さが基準水位^{*2}以上を確保できること。ただし、建築物の状況、津波浸水状況、地域の状況等により、市が支障ないと認めたものについては、別途指定できるものとする。

(2) 耐震設計基準

昭和 56 年に施行された新耐震設計基準施行後に建設された建築物、または、新耐震設計基準に準じた耐震工事を完了した建築物を対象とする。ただし、建築物の状況、津波浸水状況、地域の状況等により、市が支障ないと認めたものについては、別途指定できるものとする。

4 位置的要件

津波避難訓練対象区域内にある建築物とする。

5 津波避難ビルの選定

「構造的要件」と合致する候補施設を、上記の「位置的要件」に沿った区域から選定する。

上記要件と合致した建築物であっても、調査の結果、津波避難ビルに適さないと判断した場合には選定しない。

6 津波避難ビルの指定

自治会、所有者又は施設管理者（以下、「所有者等」という）との間で合意が得られた後、「津波避難ビル登録書」を市が発行する。また、必要に応じて、自治会、所有者等、市三者による協定書を交わすものとする。

指定したビルには、夜間でも認知可能な蓄光型の「津波避難ビル表示板」を配付し、掲示することを基本とする。

- 登録項目
- (1) 施設名
 - (2) 施設所在地
 - (3) 所有者または施設管理者
 - (4) 対象自治会
 - (5) 避難利用箇所
 - (6) 使用期間
 - (7) 原状回復
 - (8) 避難時の事故等に係る責任
 - (9) 相互協力
 - (10) 有効期限

7 津波避難ビルとして活用する場合の留意点

活用できる状況：津波からの緊急避難が求められるときとする。

補償・責任対策：緊急避難時において、施設及び施設の備品等が破損した場合の補償や、事故などの所有者等に対する責任の所在は、事前に明確にしておくものとする。

施設の機能維持：緊急時に機能できるよう、自主防災組織や所有者等が協力して、津波避難訓練を定期的に行う。

8 外階段、屋上、手すりの施設整備が必要な場合の対応

所有者等に対して、沼津市津波避難ビル整備事業費補助金交付制度を案内し、施設整備を促す。

9 津波避難ビルの指定の解除

既に指定されている津波避難ビルが、解体・建替等により指定要件を満たさなくなった場合は、津波避難ビルの指定を解除する。

10 周知、啓発等

津波ハザードマップの配布や市ホームページを用いるなどして、津波避難ビルの周知に努めると共に、指定の目的も含め理解されるよう、市民に対して広報、協力を行う。

ただし、所有者等の申し出になどにより、周知することに支障がある場合はその限りでない。

市は、津波避難ビルにおいて、所有者等、施設に避難する住民が、互いに秩序ある行動ができるよう呼びかけを行う。

脚注

- ※1 津波避難訓練対象区域：安政東海地震（1854 年）の津波浸水域を含む単位自治会の区域を「津波避難訓練対象区域」と定め、重点的に津波対策や津波避難訓練に取り組む区域。
- ※2 基準水位：津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第二項で規定されている、津波浸水想定の上昇浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせり上がり高さを加えた水位。